

特例監理技術者等の配置についてお知らせ

●緩和措置の内容

建設業法の一部改正により、工事毎に配置される監理技術者については、これまで【専任】配置が必要でしたが、監理技術者の専任義務が緩和され、複数現場の兼務が容認されることとなりました。

複数現場を兼務する場合の監理技術者（特例監理技術者）を配置する場合は、これを補佐する技術者（監理技術者補佐）の専任配置が必要となります。

和歌山県発注の配置が可能な工事については、入札公告等をご確認ください。
原則、以下に該当する工事を除き、特例監理技術者の配置は認められません。

●県発注工事における特例監理技術者の配置を認める要件

- ・ 予定価格（税抜）1億円未満の工事であること。
- ・ 請負代金額が4000万円以上となる専門工事（管工事、電気工事を除く）で、主たる工種を下請けに出していないこと。
- ・ 同一の特例監理技術者が兼任できる工事件数は、本工事を含め同時に2件以内であること。
- ・ 同一の特例監理技術者が兼任できる工事双方の工事場所は、同一の建設部管内であること。

ただし、営繕工事においては同一のブロック（紀北、紀中、紀南）であること。

※ 紀北：海草・那賀・伊都 紀中：有田・日高 紀南：西牟婁・串本・新宮

●特例監理技術者、監理技術者補佐に求める要件等

求める資格及び配置に関する要件等については、入札公告及び各工事の特記仕様書を参照してください。

●適用日

令和5年1月1日以降に適用。